令和7年8月

# ~家族向~ポイント方式による 都営住宅入居者募集のご案内

申込書と封筒が入っています。

# 募集戸数 716 戸

## ●世帯向(一般募集住宅)

664戸

- ・ひとり親世帯(母子・父子世帯)
- ·高齢者世帯
- ·心身障害者世帯
- ·多子世帯
- ・特に所得の低い一般世帯

# ●車いす使用者世帯向

52戸

この募集と同時に行われている**単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア(抽せん方式)募集も含めて、申込みは1世帯につき1通のみ有効です。**複数申込みすると、すべてが無効です。

なお、単身の方は、「ポイント方式」には申込みできません。

# オンライン申込

申込期間 令和7年8月1日(金)~18日(月)

都営住宅入居者募集サイトポータルページ

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei\_online/index.html



☎問い合わせ先 東京都住宅供給公社 \_ 都営住宅入居者募集サイトコールセンター

**10570-050-410** 

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方はこちら

**2** 03-6812-1371

(午前9時~午後6時 土・日・祝日を除く)

## 郵送申込

申込書配布期間 令和7年8月1日(金)~12日(火)

申込書は、8月18日(月)午後6時までに東京都住宅供 給公社都営住宅募集センターに届いたものに限り受け 付けます。消印有効ではありませんのでご注意下さい。

☎問い合わせ先 東京都住宅供給公社 都営住宅募集専用ダイヤル

0570-010-810

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通 話分や割引サービスをご利用の方はこちら

**2** 03-5467-9269

(午前9時~午後6時 土・日・祝日を除く)

## 審査の結果について

- ・ 結果についてはオンライン申込の方はメールで、郵送申込の方は文書でお知らせしますので、お電話での お問い合せはご遠慮ください。
- ・入居資格審査対象になった方には、11月初旬までに「審査書類のご案内」を発送します。
- ・入居資格審査対象にならなかった方には、11月下旬頃に低順位のお知らせまたは非該当のお知らせをします。
- ・申込みから入居までの詳細なスケジュールは、10~11ページをご覧ください。
- ・このパンフレットは結果が届くまで保管してください。

#### 都営住宅とは

住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。入居に際して、 民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、この募集案内をよくお読 みになったうえで、お申込みください。

#### 募集の概要

都営住宅では、部屋の間取りや広さなどにより、部屋ごとに入居できる人数を定めています。これに基づき、今回募集対象となった住宅を分類しています。この分類したものを「申込地区」といいます。入居資格をお確かめのうえ、申込地区一覧から入居する世帯人数に合う地区を一つ選び、お申込みください。

なお、募集する住宅はあくまでも以前に居住していた方があった住宅であり、新築同様ではありません。

#### ●あっせん基準の緩和

間取りや広さにより定められている入居人数の基準を緩和します。2人以上の申込地区で間取りの種類を増やし、これまでより広い住宅に申込みできるようにしています。

この募集案内には、緩和したあとの入居人数を記載していますので、<u>入居する世帯人数に応じ</u>た申込地区を選んでください。

※23区以外の市町部には、現に公的な住宅の名義人を含む世帯であっても申込みできます。

#### ●世帯向(一般募集住宅)

主な資格要件:申込者が東京都内に3年以上居住していること、14ページに記載されている要件(ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯)にあてはまること、所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であること、住宅や土地を所有していないことなど。

#### ●車いす使用者世帯向

車いす使用者向けに、設備を改善したお部屋です。

主な資格要件:申込者が東京都内に居住していること、都営住宅に入居する世帯員の中に車い す使用者がいること、所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であること、 住宅や土地を所有していないことなど。

●大規模災害等被災者世帯の申込み(申込区分番号は525です。)

被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において当該災害により減失した住宅に居住し、東京都営住宅条例第7条第1項に基づく使用者の資格の特例を受ける世帯で、14ページに記載されている要件(ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯)にあてはまる世帯が対象です(災害発生の日から3年以内)。なお、ここでいう減失とは、全壊・全流出・全焼のことをいいます。

緩和される入居資格は下記のとおりです。

(1)都内居住について

「東京都内に居住していること」は適用しません。

(2) 所得について

24ページの所得基準は適用しません。ただし、申込区分「特に所得の低い一般世帯」を選択する場合は、所得基準の範囲内であることが必要です。

(3) 住宅または土地の所有について

申込者および同居親族に住宅または土地を所有している方がいる場合でも、下記被災対象 地域に記載されている地域内で滅失したものについては、所有していないものとみなします。 対象となる災害と区域 : 令和6年1月1日 能登半島地震

富山県 氷見市

石川県 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、 中能登町、穴水町、能登町

※申込みにあたっては、よくご検討のうえ、入居資格審査の対象となった後の辞退はご遠慮ください。 い。なお、登録後は他の募集への申込みはご遠慮ください。

# 東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の 実現を目指す条例第7条の2第2項の証明(東京都パートナーシップ宣誓制度による証明)もしく は東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナー シップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- ・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」 も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象 となります。
- ・なお、入居資格審査のときに東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- ・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

# あっせん基準の緩和について

都営住宅では、これまで、応募者数の少ない市町部の住宅を中心に、間取りや広さにより定められている入居人数の基準を緩和してきました。

令和6年から、この基準をさらに緩和するとともに、区部においても、市町部と同様に緩和していきます。

この募集案内には、緩和したあとの入居人数を記載していますので、入居する世帯人員に応じた申込地区を選択してください。

主な緩和内容は以下のとおりです。

3~5人以上の世帯でないと申込めなかった住宅で応募の少なかった住宅や定期使用住宅については、原則、2人世帯でも新たに申込可能にします。

# 都営住宅団地検索システムについて~マップで見る・探す~

都営住宅団地の位置や周辺環境がパソコンやスマートフォンからご覧いただけます。

また、都営住宅入居者募集サイトとも連携し、募集している住宅の詳細ページから、当該住宅の地図ヘリンクすることができます。

ぜひ、お申込みの参考にご活用ください。

- ※都営住宅団地検索システムでは、募集の有無に関係なく都営住宅団地を表示しています。
- ※地図上の位置は、住宅の所在する位置を大まかに示したものであり、実際に入居できる棟の位置は異なることがあります。また、近隣施設についても各施設の都合により変更になる場合があります。
- ※住宅が完成して間もない場合などは、表示されないことがあります。

URL: https://as.chizumaru.com/toeijutaku/top?account=toeijutaku&accmd=0



# 目次

はじめに ペー	ージ
●申込みにあたっての注意等	7
●申込みから入居までのスケジュール	10
入居資格と所得計算	
	12
● 入居資格に関する基準は「真衣など ● 入居資格 ※車いす使用者世帯向を除く	
●中込書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
●中込音の書き方	
●氏名状が中日音の音とガ ●所得基準····································	
●所得基準 確認の手順····································	
・申込者および同居親族ひとりずつの所得計算····································	
・特別控除····································	
・世帯の所得金額・家族人数	
● 入居後のご注意····································	
● 使用料のしくみ····································	
	<u> </u>
世帯向(一般募集住宅)	
●世帯向(一般募集住宅)申込地区一覧の見方	35
●申込地区一覧 ※車いす使用者世帯向を除く	
・世帯向····································	
· 改良住宅····································	
· 再開発住宅····································	54
次ページに区市町別の募集住宅掲載ページの一覧があります。	
●前回の応募倍率····································	_ 56
●標準間取り図····································	
車いす使用者世帯向	
●車いす使用者世帯向住宅とは	
●入居資格	
●申込地区一覧	
●間取り図	65
都民住宅・その他の住宅のご案内	91
※都営住宅の年間募集予定は裏表紙をご覧ください。	

都営住宅使用申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には利用しません。 なお、入居資格審査のときの提出書類等により取得した個人情報は、入居後の都営住宅等管理 業務において利用させていただきますのでご了承ください。また、申込書および書類等は返却 しません。

# 区市町別 募集住宅掲載ページ一覧

	掲載ページ			
所在地	一般募集住宅	車いす使用 者向住宅		
千代田区				
中央区	36,54			
港区	36			
新宿区	52			
文京区				
台東区	36,52			
墨田区	52			
江東区	36~37	61		
品川区	37			
目黒区	37			
大田区				
世田谷区	38	61		
渋谷区	38			
中野区	38	61		
杉並区	38			
豊島区	39			
北区	39	61		
荒川区	52,54			
板橋区	39~40			
練馬区	40~41	61		
足立区	41~42,53	61		
葛飾区	42	61~62		
江戸川区	43,55			

	掲載ページ			
所在地	一般募集住宅	車いす使用 者向住宅		
八王子市	43	62		
立川市	44	62		
武蔵野市	44			
三鷹市	44			
青梅市				
府中市	45			
昭島市	45,53	62		
調布市	46			
町田市	46	62		
小金井市	46			
小平市	46~47	62~63		
日野市	47	63		
東村山市	47	63		
国分寺市	48			
国立市				
西東京市(田無)	48	63		
西東京市(保谷)	48	63		
福生市		63		
狛江市				
東大和市	48~49	63~64		
清瀬市	49	64		
東久留米市	49	64		
武蔵村山市	50	64		
多摩市	50~51	64		
稲城市	51	64		
羽村市	51			
瑞穂町		64		

#### 今回の募集について

現在のお住まいの状況から、住宅困窮度を判定し、都営住宅の使用予定者を決めるための募集です。申込地区ごとに、住宅困窮度の高い世帯から順に募集戸数分の世帯を入居資格審査対象者とします。さらに審査に合格した世帯が都営住宅の使用予定者となります。その後、あき家が発生し入居の用意ができるまでお待ちいただきます。

#### 申込みにあたっての注意

- (1) この募集と同時に行われている 「単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア (抽せん方式) 募集」も含めて、申込書は1世帯につき1通のみ有効です。次のような申込みはすべてが無効です。
  - ①同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず、複数の申込みがあるとき。
    - a申込書2通以上
    - bオンライン2つ以上
    - c申込書とオンライン
  - ②婚約者も同居親族と同じように申込者と同一世帯の方として取り扱います。
  - ③世帯の構成や人数を変えても、同一人の氏名が2つ以上の申込みにあるとき。
- (2) 申込期間開始日時点において他の都営住宅募集で、すでに合格、登録されている方は、原則として申込みできません。 なお、他の募集で「補欠」となっている方(繰り上げ当せんされた方を除く)は申込みできます。
- (3) 今回の募集の結果は11月下旬頃にお知らせします。 11月上旬に次回の都営住宅募集を行いますが、ご希望の方は申込みできます。
- (4) 申込書を郵送した後(オンラインの場合は申込期間終了後)は、地区・区分・申込者・同居親族・住宅状況の変更はできません。また、理由を問わず申込書等は返却しません。
- (5) 以前都営住宅にお住まいだった方または現在お住まいの方で、都営住宅使用料等に 未納分のある方は入居資格審査のときまでにお支払いいただきます。
- (6) 入居資格審査対象者となった方で、死亡により入居人数が減少した場合は、住宅・ 間取りが変更になることがあります。
- (7)近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じています。 区・市・町では**洪水ハザードマップ**をホームページ等で公開していますので、申込 み前にご確認ください。
- (8) 東京都では昭和40年代に建設した住宅、および昭和40年代と昭和50年代建設が混在した住宅について、順次建替事業を進めています。(ただし、仕様等欄に「スーパーリフォーム」と記載のある住宅除く。) 建替事業の対象となり、事業スケジュール等が決定されると、入居者募集は停止されます。
  - 本募集案内掲載の募集住戸は、建替え時期も含めて事業スケジュールは未定です。 入居された後に、建替事業の対象となる場合は、事前に東京都からご案内します。 その際、引越しが必要となりますが、移転先の住宅は東京都がご用意します。
- (9) 申込みの代行業者は、東京都・東京都住宅供給公社とは全く関係ありません。

## 申込方法(オンライン)

(1)都営住宅入居者募集サイトにアクセスしてください。 都営住宅入居者募集サイトはこちら→ https://www.juutakuseisaku.metro. tokyo.lg.jp/toei\_online/index.html



【サービス提供時間】 午前5時30分~翌午前1時 最終8月18日(月)の申込受付は午後11時59分までとなります。

- (2) 利用者登録をしてください。はじめに利用者仮登録をすると、本登録用のメールが 届きます。メールにあるURLにアクセスして利用者登録を完了してください。
  - ・ドメイン指定受信・メールアドレス指定を設定されていると、メールが届かない場合があります。下記のメールアドレス、またはドメインの設定を追加してください。

受信許可メールアドレス: info@toeijutaku-online.metro.tokyo.lg.jp

受信許可ドメイン: @toeijutaku-online.metro.tokyo.lg.jp

・本システムでは、以下の動作環境での動作確認をしています。

【スマートフォンでの利用可能環境】

OS: Android ブラウザ: Chrome for Android

OS:iOS ブラウザ:Safari

【パソコンでの利用可能環境】

OS: Windows ブラウザ: Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium版)

OS: MacOS ブラウザ: Google Chrome、Safari

- (3)募集開始日から申込みできます。
  - ①申込みしたい住宅を条件指定で検索
  - ②世帯の情報、住宅の状況を入力
  - ③申込みボタンをクリックして終了。受付完了メールが届きます。

#### 申込方法(郵送)

- (1) 入居資格をお確かめのうえ、世帯向(一般募集住宅)または車いす使用者世帯向の 中から申込地区を1つだけ選んでください。
- (2) 申込書に必要事項を記入してください。(記入例16~23ページ)
- (3)・申込書のみ郵送してください。証明書類(源泉徴収票、住民票、診断書、申立書など)を同封する必要はありません。
  - ・申込書を折りたたみ、封筒に入れて所定の料金の切手を貼ってください。郵便料金 不足のものは受け取りできません。
  - ・8月18日(月)午後6時までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いた申込書に限り受け付けます。消印有効ではありませんのでご注意ください。
    - ※申込用封筒を紛失した場合は、お手持ちの封筒に

「150-8322 渋谷区神宮前5-53-67コスモス青山

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 募集審査係」 と書いて郵送してください。

## 審査結果について(電話でのお問い合わせはご遠慮ください。)

ポイント方式の募集は、オンラインまたは郵送で受付したすべての申込みについて、申込内容および住宅状況申告内容の審査を行った後、入居資格審査対象者の書類審査を実施し、結果が決まります。そのため、結果通知を送付するまで、時間がかかりますが、すべての申込者の方に対し、11月下旬までにメールまたは書面で結果をお知らせいたします。 審査結果についての、電話でのお問い合わせばで清慮いただき、11月下旬まで、メール

審査結果についての、電話でのお問い合わせはご遠慮いただき、11月下旬まで、メールまたは郵便の到着をお待ちください。

なお、各お知らせの届く時期などは、10~11ページの「申込みから入居までのスケジュール」に記載しています。

# 12月中旬を過ぎても結果が届かない場合、下記へお問い合わせください

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 募集審査係 ☎03-3498-8894

#### 入居資格審査の対象となった場合

- ・「資格審査のお知らせ」とともに必要な書類のご案内を順次封筒でお送りします。封 筒がお手元に届くまでお問い合わせの電話はご遠慮ください。なお、書類提出の締切 日は封筒が届いてから約2~3週間後としています。
- ・申込内容と確認書類を照合し、実態調査後に、入居資格の有無を判定します。申込内 容が確認書類や実態調査で証明できない場合は入居できないことがあります。
- ●主な確認書類 **申込みのときは確認書類は不要です**。

入居資格要件	主な確認書類	
東京都内に居住していること	住民票、戸籍全部事項証明書、外国人の方は大使館の証明書、パートナーシップに関	
在留資格を有していること(外国人の場合)		
同居親族がいること	する制度による証明書など	
所得が定められた基準内であること	住民税課税証明書、勤務先の証明書、確定申告書の控、年金に関する書類など(所得の種類によって異なります。) ※現在、お手元にあるものは、審査まで大切に保管してください。	
住宅に困っていること	申込時点のお住まいの住宅の賃貸借契約書、家賃の支払を確認できるものなど ※現在、お手元にあるものは、審査まで大切に保管してください。	
世帯の状況を証明する書類 (ひとり親世帯・心身障害者世帯・車いす使用 者世帯など)	児童扶養手当の証書、障害者手帳など	

<sup>※</sup>上記以外の書類も必要な場合があります。詳しくは「審査書類のご案内」でお知らせ します。

## 住宅のあっせんについて

- (1) 申込地区の募集戸数は、現在すでに空いている部屋の数ではありません。今後発生 する見込みのあき家の数を含んでいます。
- (2) 高齢者世帯または心身障害者世帯で申込みした世帯であっても、申込地区一覧の仕様等欄に「バリアフリー仕様」と記載がない住宅には、段差解消等のバリアフリー 工事はされておりませんのでご了承ください。
- (3) 入居資格審査に合格した後、申込地区にあき家が発生し、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。
- (4) 入居の用意ができ次第、登録順位が上位の方からあっせん通知を送付します。 なお、棟・間取り・階数等の指定はできません。

#### その他

- (1) 「申込書を郵送した後、住所が変わった。」 申込書に記入した住所を変更することはできません。最寄りの郵便局に「転居届」 を出して、結果のお知らせを受け取れるようにしてください。
- (2) 「入居資格審査対象者となったが、申込みした後に住所が変わった。」 下記までご連絡ください。

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 募集審査係 ☎03-3498-8894

<sup>※</sup>提出された書類はお返しいたしません。

# 申込みから入居までのスケジュール

#### 申込みから登録まで

※非該当・低順位・登録の各お知らせについてはオンライン申込の場合はメール、郵送申込の場合は封書でお知らせします。

#### オンライン申込 申込期間 8月1日(金)~8月18日(月)

8月18日(月)までに都営住宅入居者募集サイトで申込完了したものに限り受け付けます。 なお、サイトのサービス提供時間は午前5時30分から翌午前1時までです。ただし、最終8月18日(月)の申込受付時間は午後11時59分までとなりますのでご注意ください。

#### 郵 送 申 込 申込書配布期間 8月1日(金)~8月12日(火)

申込書は、8月18日(月)午後6時までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いたものに限り受け付けます。※期限内に申込書が到着した方へは、受付したことをお伝えする通知を9月上旬までにお送りします。

## 申込内容の審査

- ・入居資格、住宅困窮度などを審査し、申込地区ごとに順位を設定します。
- ・申込みの内容について電話で確認させていただく場合があります。

# 入居資格審査 9月下旬~11月中旬頃

- ・順位が上位の世帯から募集戸数分だけ審査します。
- ・必要な書類を都営住宅募集センターにご提出ください。 提出された書類はお返しいたしません。
- ・必要な書類のご案内は11月初旬までに順次発送します。

# 非該当のお知らせ8月中旬~11月中旬頃

申込内容が入居資格にあてはま らない世帯にお知らせします。



#### 低順位のお知らせ 11月下旬頃

同じ地区を申込みした世帯と比べて、順位が低く入居資格審査の対象とならなかった世帯にお知らせします。低順位とは抽せん方式による募集の「落せん」と同じ意味です。

# 実態調査 11月下旬~12月下旬頃

- ・必要に応じて係員がお宅へ訪問し、間取り等を調査します。(平日のみ)
- ・実態調査の結果、失格・低順位となることもあります。

## 登録のお知らせ 令和8年1月下旬頃

- ・「登録のお知らせ」を受け取った以降は、他の募集には申込みできません。
- ・車いす使用者世帯の方には、令和7年11月下旬頃お知らせします。

#### 住宅のあっせんから入居まで

- ・申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、登録順位が上位の方からあっせん通知を送付します。棟・間取り・階数等の指定はできません。
- ・住宅の使用許可日(入居)は令和8年3月~9月頃までの予定です。 あき家の点検や補修等の都合により、10月以降になる場合もあります。

# 都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内 使用許可日の約1か月半前に発送

- ・使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号、住宅の下見期間等をお知らせします。
- ・入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認のうえ、必要書類を期日 までにご返送ください。
- ・保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- ・入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名(または、1法人)が必要です。
  - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
  - ②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人
- ・連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を 滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を経由して使用者に使用料を 請求する場合があります(連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。)。

#### 住宅の下見 使用許可日の約1か月前

下見は、指定の下見期間中に1回のみできます。(平日のみ)

# 入居手続き 使用許可日の約2週間前

郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

#### 鍵の受け取り 使用許可日の約1週間前

入居手続き完了後、「住宅使用許可書」をお送りいたしますので、 管轄の窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

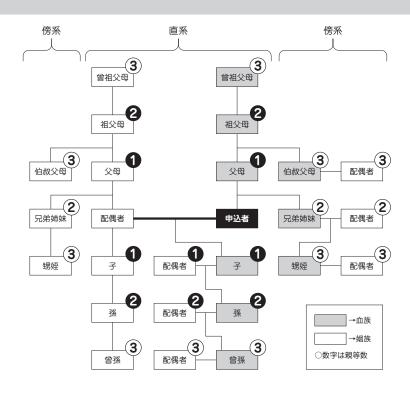
入居 使用許可日から15日以内に引越ししてください。

# 入居資格に関する基準日一覧表など

次ページ以降の入居資格や所得計算の説明にある申込期間、年齢などの基準日は下表の とおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2025年	令和7年	8月1日から8月18日まで
在留実績1年以上	2024年	令和6年	8月19日以前から日本に在留している
都内に3年以上居住	2022年	令和4年	8月19日以前から東京都に居住している
6歳以上	2019年	令和元年	8月19日以前の生まれ
16歳以上、23歳未満	2002年 2009年	平成14年 平成21年	8月3日以降の生まれから 8月19日以前の生まれまで
18歳未満・未成年者	2007年	平成19年	8月3日以降の生まれ
20歳未満	2005年	平成17年	8月3日以降の生まれ
高校修了期までの子ども (18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者)	2007年	平成19年	4月2日以降の生まれ
成年者	2007年	平成19年	8月19日以前の生まれ
40歳以上	1985年	昭和60年	8月19日以前の生まれ
60歳以上	1965年	昭和40年	8月19日以前の生まれ
65歳未満	1960年	昭和35年	8月20日以降の生まれ
65歳以上	1960年	昭和35年	8月19日以前の生まれ
70歳以上	1955年	昭和30年	8月19日以前の生まれ

# 親等図



#### 申込期間に、次の1~6のすべてにあてはまることが必要です。

1 申込者が東京都内に継続して3年以上居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が東京都内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人(親)の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

#### 2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

- 同 居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。
- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、 現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2)(1)のほか、次の方は申込みができます。
  - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
  - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄 欄が「未届の妻(夫)」と記載されている住民票を提出できること。
  - ウ パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理 証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。

ア(2)にあてはまる方。

- イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方(課税証明書で扶養関係が確認できること。)。
- ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は、 当該他の親族等から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族 であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようと する世帯が14ページの高齢者世帯または心身障害者世帯にあてはまる場合は、3親等内の 血族または姻族とします。
- ※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者(12ページ親等図の黒丸数字の範囲)
  - 3 親 等 内 の 血 族 ・ 姻 族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者(12ページ親等図のすべての範囲)
- (4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、 上記(1)~(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのこ とが住民票の写しで証明できること。
- (5)上記(1)~(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。 なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- ※ 申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

3 入居する世帯が次のいずれかにあてはまること あてはまる資格要件の申込区分番号を申込書に記入してください。					
申込区分	番号	資 格 要 件			
ひとり親世帯 (父子・母子世帯)	013	申込者が配偶者(法律上の配偶者のほか内縁(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)婚約者、パートナーを含む。)のいない方であり、			
高齢者世帯	014	同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。 申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁(住民票の続柄が未届の夫または 妻となっている方)婚約者、パートナーを含む。) イ おおむね60歳以上の方(申込期間に57歳以上の方) ウ 18歳未満の児童			
心身障害者世帯	016	申込者または同居親族が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級~4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は、総合判定1度~3度) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者			
多子世帯 (子供3人以上)	017	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。			
		申込者および同居親族の年間所得の合計が24ページの所得基準表「特に所得の低い一般世帯」の範囲内であり、かつ次の(1)または(2)にあてはまること。			
特に所得の低い一般世帯	041	(1) 申込者および同居親族の全員が申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している世帯であること。			
		(2) 申込者が40歳以上であり、かつ同居親族全員が①40歳以上または② 18歳未満の児童のいずれかにあてはまること。			

# 4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、24ページの所得基準表の家族人数に応じた所得基準の範囲内であること。所得の計算方法は、26~31ページでお確かめください。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
  - ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
    - なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
  - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)。
    - なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公営住宅(都営住宅・区市町村営住宅等)の名義人がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
  - ア 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること。

	入居人数	住戸専用面積 (壁芯)	入居人数	住戸専用面積 (壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中 心線より算出した住戸専用面
入居資格	2人	30 m²	5人	57 m²	積で、一般的な算出方法です。
基準 	3人	40 m²	6人	66.5 m²	また、住戸専用面積にはバル
	4人	50 m²	7人	76 m <sup>2</sup>	コニーは含みません。

- イ 通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。
- ウ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居していること。
- エ 歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、 居室内の移動に介護者等を必要としていること。
  - ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです。
    - バリアフリー仕様およびスーパーリフォームについては、35ページ「世帯向(一般募集住宅)申込地区一覧の見方」の「⑥仕様等」に説明があります。
- ※23区以外の市町部には、現に公的な住宅の名義人を含む世帯であっても申込みできます。

## 6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。